

- 社会福祉施設等施設整備費における解体撤去工事費および仮設施設整備工事費の取扱いについて
(平成17年10月5日社援発第1005013号)

新旧対照表

改 正 後	現 行
社援発第1005013号 平成17年10月5日 第一次改正、第二次改正 第三次改正、第四次改正 第五次改正、第六次改正 第七次改正、第八次改正 第九次改正、第十次改正 第十一次改正、第十二次改正 第十三次改正、第十四次改正 省 略 第 十 六 次 改 正 一部改正 社援発0913第2号 令和6年9月13日	社援発第1005013号 平成17年10月5日 第一次改正、第二次改正 第三次改正、第四次改正 第五次改正、第六次改正 第七次改正、第八次改正 第九次改正、第十次改正 第十一次改正、第十二次改正 第十三次改正、第十四次改正 省 略 第 十 五 次 改 正 社援発0606第3号 令和5年7月26日

改 正 後	現 行
<p data-bbox="129 252 398 359">都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長</p> <p data-bbox="472 440 987 469">厚生労働省社会・援護局長</p> <p data-bbox="315 553 927 619">社会福祉施設等施設整備費における解体撤去工事費 及び仮施設整備工事費の取扱いについて</p> <p data-bbox="103 703 1117 919">社会福祉施設等施設整備費国庫補助金の交付については、平成17年10月5日厚生労働省発社援第1005003号厚生労働事務次官通知「社会福祉施設等施設整備費の国庫補助について」により行うこととされているが、標記の取扱いに当たっては、別紙のとおり「社会福祉施設等施設整備費（解体撤去工事費・仮施設整備工事費）補助金実施要綱」を定め、平成17年4月1日から適用することとしたので、了知のうえ、管内社会福祉法人等に周知徹底を図るよう配慮願いたい。</p> <p data-bbox="103 1342 192 1407">別紙 (略)</p>	<p data-bbox="1171 252 1440 359">都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長</p> <p data-bbox="1514 440 2029 469">厚生労働省社会・援護局長</p> <p data-bbox="1357 553 1968 619">社会福祉施設等施設整備費における解体撤去工事費 及び仮施設整備工事費の取扱いについて</p> <p data-bbox="1144 703 2159 919">社会福祉施設等施設整備費国庫補助金の交付については、平成17年10月5日厚生労働省発社援第1005003号厚生労働事務次官通知「社会福祉施設等施設整備費の国庫補助について」により行うこととされているが、標記の取扱いに当たっては、別紙のとおり「社会福祉施設等施設整備費（解体撤去工事費・仮施設整備工事費）補助金実施要綱」を定め、平成17年4月1日から適用することとしたので、了知のうえ、管内社会福祉法人等に周知徹底を図るよう配慮願いたい。</p> <p data-bbox="1144 1342 1234 1407">別紙 (略)</p>

改 正 後			現 行				
別表1-1 定員1人(1事業、1施設又は1世帯)当たりの解体撤去工事費補助基準単価 (単位:円)			別表1-1 定員1人(1事業、1施設又は1世帯)当たりの解体撤去工事費補助基準単価 (単位:円)				
施設の種類	標準	都市部	施設の種類	標準	都市部		
救護施設	333,000	349,000	救護施設	309,000	324,000		
更生施設	333,000	349,000	更生施設	309,000	324,000		
授産施設	152,000	159,000	授産施設	141,000	148,000		
宿所提供施設	117,000	122,000	宿所提供施設	109,000	114,000		
社会事業授産施設	152,000	159,000	社会事業授産施設	141,000	148,000		
日常生活支援住居施設	117,000	122,000	日常生活支援住居施設	109,000	114,000		
障害福祉関係施設	入所系 (注1)	14,100,000	14,700,000	障害福祉関係施設	入所系 (注1)	13,000,000	13,600,000
	通所系 (注1)	7,070,000	7,420,000		通所系 (注1)	6,540,000	6,870,000
女性相談支援センター 一時保護所	自治体設置(注2)	122,000	-	婦人相談所一時保護所	自治体設置(注2)	113,000	-
	社会福祉法人設置(注2)	183,000	-		社会福祉法人設置(注2)	170,000	-
女性自立支援施設	自治体設置(注2)	257,000	-	婦人保護施設	自治体設置(注2)	238,000	-
	社会福祉法人設置(注2)	386,000	-		社会福祉法人設置(注2)	357,000	-
(注) 1 1事業(施設)当たり単価であること。 2 1世帯当たりの単価であること。 3 都市部は、都市部特例割増加算対象施設の解体撤去工事費基準単価であること。			(注) 1 1事業(施設)当たり単価であること。 2 1世帯当たりの単価であること。 3 都市部は、都市部特例割増加算対象施設の解体撤去工事費基準単価であること。				
別表1-2 (耐震化等整備を行う場合) 定員1人(1事業、1施設又は1世帯)当たりの解体撤去工事費補助基準単価 (単位:円)			別表1-2 (耐震化等整備を行う場合) 定員1人(1事業、1施設又は1世帯)当たりの解体撤去工事費補助基準単価 (単位:円)				
施設の種類	標準	都市部	施設の種類	標準	都市部		
救護施設	444,000	466,000	救護施設	411,000	431,000		
更生施設	444,000	466,000	更生施設	411,000	431,000		
障害福祉関係施設	入所系 (注1)	18,700,000	19,600,000	障害福祉関係施設	入所系 (注1)	17,400,000	18,200,000
女性相談支援センター 一時保護所	自治体設置(注2)	163,000	-	婦人相談所一時保護所	自治体設置(注2)	150,000	-
	社会福祉法人設置(注2)	245,000	-		社会福祉法人設置(注2)	225,000	-
女性自立支援施設	自治体設置(注2)	341,000	-	婦人保護施設	自治体設置(注2)	315,000	-
	社会福祉法人設置(注2)	512,000	-		社会福祉法人設置(注2)	473,000	-
(注) 1 1事業(施設)当たり単価であること。 2 1世帯当たりの単価であること。 3 都市部は、都市部特例割増加算対象施設の解体撤去工事費基準単価であること。			(注) 1 1事業(施設)当たり単価であること。 2 1世帯当たりの単価であること。 3 都市部は、都市部特例割増加算対象施設の解体撤去工事費基準単価であること。				

改正後

別表1-3

(南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法又は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく津波避難対策緊急事業計画に掲げる整備を行う場合)

定員1人(1事業、1施設又は1世帯)当たりの解体撤去工事費補助基準単価

(単位:円)

施設の種別	標準	都市部
救護施設	444,000	466,000
更生施設	444,000	466,000
授産施設	201,000	211,000
宿所提供施設	156,000	164,000
社会事業授産施設	201,000	211,000
日常生活支援住居施設	156,000	163,000
障害福祉関係施設	入所系 (注1)	18,600,000
	通所系 (注1)	9,070,000
女性相談支援センター 一時保護所	自治体設置(注2)	161,000
	社会福祉法人設置(注2)	242,000
女性自立支援施設	自治体設置(注2)	339,000
	社会福祉法人設置(注2)	509,000

- (注) 1 1事業(施設)当たり単価であること。
 2 1世帯当たりの単価であること。
 3 都市部は、都市部特例割増加算対象施設の解体撤去工事費基準単価であること。

別表1-4

(沖縄振興計画に基づく事業として行う場合)

1事業(1施設)当たりの解体撤去工事費間接補助基準単価

(単位:円)

施設の種別	標準	都市部
障害福祉関係施設	入所系	15,600,000
	通所系	7,850,000

(注) 都市部は、都市部特例割増加算対象施設の解体撤去工事費基準単価であること。

現行

別表1-3

(南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法又は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく津波避難対策緊急事業計画に掲げる整備を行う場合)

定員1人(1事業、1施設又は1世帯)当たりの解体撤去工事費補助基準単価

(単位:円)

施設の種別	標準	都市部
救護施設	411,000	431,000
更生施設	411,000	431,000
授産施設	186,000	195,000
宿所提供施設	145,000	152,000
社会事業授産施設	186,000	195,000
日常生活支援住居施設	145,000	152,000
障害福祉関係施設	入所系 (注1)	17,300,000
	通所系 (注1)	8,400,000
婦人相談所一時保護所	自治体設置(注2)	149,000
	社会福祉法人設置(注2)	224,000
婦人保護施設	自治体設置(注2)	314,000
	社会福祉法人設置(注2)	471,000

- (注) 1 1事業(施設)当たり単価であること。
 2 1世帯当たりの単価であること。
 3 都市部は、都市部特例割増加算対象施設の解体撤去工事費基準単価であること。

別表1-4

(沖縄振興計画に基づく事業として行う場合)

1事業(1施設)当たりの解体撤去工事費間接補助基準単価

(単位:円)

施設の種別	標準	都市部
障害福祉関係施設	入所系	14,500,000
	通所系	7,270,000

(注) 都市部は、都市部特例割増加算対象施設の解体撤去工事費基準単価であること。

改 正 後				現 行			
別表1-5 (沖縄振興計画に基づく事業として耐震化等整備を行う場合) 1事業(1施設)当たりの解体撤去工事費間接補助基準単価 (単位:円)				別表1-5 (沖縄振興計画に基づく事業として耐震化等整備を行う場合) 1事業(1施設)当たりの解体撤去工事費間接補助基準単価 (単位:円)			
施設の種 類		標 準 都 市 部		施設の種 類		標 準 都 市 部	
障害福祉関係施設	入所系	20,800,000	21,800,000	障害福祉関係施設	入所系	19,300,000	20,200,000
(注) 都市部は、都市部特例割増加算対象施設の解体撤去工事費基準単価であること。				(注) 都市部は、都市部特例割増加算対象施設の解体撤去工事費基準単価であること。			
別表1-6 (地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合) 定員1人(1事業又は1施設)当たりの解体撤去工事費間接補助基準単価 (単位:円)				別表1-6 (地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合) 定員1人(1事業又は1施設)当たりの解体撤去工事費間接補助基準単価 (単位:円)			
施設の種 類		標 準 都 市 部		施設の種 類		標 準 都 市 部	
救護施設		370,000	388,000	救護施設		343,000	360,000
障害福祉関係施設	入所系 (注1)	15,600,000	16,400,000	障害福祉関係施設	入所系 (注1)	14,500,000	15,100,000
	通所系 (注1)	7,850,000	8,250,000		通所系 (注1)	7,270,000	7,630,000
(注) 1 1事業(施設)当たりの単価であること。 2 都市部は、都市部特例割増加算対象施設の解体撤去工事費基準単価であること。				(注) 1 1事業(施設)当たりの単価であること。 2 都市部は、都市部特例割増加算対象施設の解体撤去工事費基準単価であること。			

改 正 後				現 行			
別表1-7 (地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(不造施設の改築として行う場合)として行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として耐震化等整備を行う場合) 定員1人(1事業又は1施設)当たりの解体撤去工事費間接補助基準単価 (単位:円)				別表1-7 (地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(不造施設の改築として行う場合)として行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として耐震化等整備を行う場合) 定員1人(1事業又は1施設)当たりの解体撤去工事費間接補助基準単価 (単位:円)			
施 設 の 種 類		標 準 都 市 部		施 設 の 種 類		標 準 都 市 部	
救護施設		493,000	517,000	救護施設		456,000	478,000
障害福祉関係施設	入所系 (注1)	20,800,000	21,800,000	障害福祉関係施設	入所系 (注1)	19,300,000	20,200,000
(注) 1 1事業(施設)当たりの単価であること。 2 都市部は、都市部特例割増加算対象施設の解体撤去工事費基準単価であること。				(注) 1 1事業(施設)当たりの単価であること。 2 都市部は、都市部特例割増加算対象施設の解体撤去工事費基準単価であること。			

改 正 後

別表2-1

定員1人(1事業、1施設又は1世帯)当たりの仮設施設整備工事費補助基準単価
(単位:円)

施設の種類		標	準	都	市	部
救護施設			607,000		637,000	
更生施設			607,000		637,000	
授産施設			285,000		299,000	
宿所提供施設			228,000		239,000	
社会事業授産施設			285,000		299,000	
日常生活支援住居施設			228,000		239,000	
障害福祉関係施設	入所系 (注1)		25,700,000		27,000,000	
	通所系 (注1)		12,300,000		12,900,000	
女性相談支援センター 一時保護所	自治体設置(注2)		231,000		-	
	社会福祉法人設置(注2)		347,000		-	
女性自立支援施設	自治体設置(注2)		468,000		-	
	社会福祉法人設置(注2)		702,000		-	

- (注) 1 1事業(施設)当たりの単価であること。
 2 1世帯当たりの単価であること。
 3 都市部は、都市部特例割増加算対象施設の仮設施設整備工事費基準単価であること。

別表2-2

(耐震化等整備を行う場合)

定員1人(1事業、1施設又は1世帯)当たりの仮設施設整備工事費補助基準単価
(単位:円)

施設の種類		標	準	都	市	部
救護施設			807,000		847,000	
更生施設			807,000		847,000	
障害福祉関係施設	入所系 (注1)		34,300,000		36,000,000	
	通所系 (注1)					
女性相談支援センター 一時保護所	自治体設置(注2)		298,000		-	
	社会福祉法人設置(注2)		447,000		-	
女性自立支援施設	自治体設置(注2)		613,000		-	
	社会福祉法人設置(注2)		920,000		-	

- (注) 1 1事業(施設)当たりの単価であること。
 2 1世帯当たりの単価であること。
 3 都市部は、都市部特例割増加算対象施設の仮設施設整備工事費基準単価であること。

現 行

別表2-1

定員1人(1事業、1施設又は1世帯)当たりの仮設施設整備工事費補助基準単価
(単位:円)

施設の種類		標	準	都	市	部
救護施設			562,000		590,000	
更生施設			562,000		590,000	
授産施設			264,000		277,000	
宿所提供施設			212,000		222,000	
社会事業授産施設			264,000		277,000	
日常生活支援住居施設			212,000		222,000	
障害福祉関係施設	入所系 (注1)		23,800,000		24,900,000	
	通所系 (注1)		11,400,000		11,900,000	
婦人相談所一時保護所	自治体設置(注2)		214,000		-	
	社会福祉法人設置(注2)		321,000		-	
婦人保護施設	自治体設置(注2)		433,000		-	
	社会福祉法人設置(注2)		650,000		-	

- (注) 1 1事業(施設)当たりの単価であること。
 2 1世帯当たりの単価であること。
 3 都市部は、都市部特例割増加算対象施設の仮設施設整備工事費基準単価であること。

別表2-2

(耐震化等整備を行う場合)

定員1人(1事業、1施設又は1世帯)当たりの仮設施設整備工事費補助基準単価
(単位:円)

施設の種類		標	準	都	市	部
救護施設			747,000		784,000	
更生施設			747,000		784,000	
障害福祉関係施設	入所系 (注1)		31,800,000		33,300,000	
	通所系 (注1)					
婦人相談所一時保護所	自治体設置(注2)		275,000		-	
	社会福祉法人設置(注2)		413,000		-	
婦人保護施設	自治体設置(注2)		567,000		-	
	社会福祉法人設置(注2)		851,000		-	

- (注) 1 1事業(施設)当たりの単価であること。
 2 1世帯当たりの単価であること。
 3 都市部は、都市部特例割増加算対象施設の仮設施設整備工事費基準単価であること。

改 正 後			
別表2-3			
(南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法又は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく津波避難対策緊急事業計画に掲げる整備を行う場合)			
定員1人(1事業、1施設又は1世帯)当たりの仮施設整備工事費補助基準単価			
(単位:円)			
施設の種類	標準	都	市部
救護施設	807,000	847,000	
更生施設	807,000	847,000	
授産施設	379,000	397,000	
宿所提供施設	303,000	318,000	
社会事業授産施設	379,000	397,000	
日常生活支援住居施設	303,000	318,000	
障害福祉関係施設	入所系(注1)	34,200,000	35,900,000
	通所系(注1)	16,200,000	17,000,000
女性相談支援センター一時保護所	自治体設置(注2)	305,000	—
	社会福祉法人設置(注2)	458,000	—
女性自立支援施設	自治体設置(注2)	618,000	—
	社会福祉法人設置(注2)	927,000	—
(注) 1 1事業(施設)当たりの単価であること。 2 1世帯当たりの単価であること。 3 都市部は、都市部特例割増加算対象施設の仮施設整備工事費基準単価であること。			
別表2-4			
(沖縄振興計画に基づく事業として行う場合)			
1事業(1施設)当たりの仮施設整備工事費間接補助基準単価			
(単位:円)			
施設の種類	標準	都	市部
障害福祉関係施設	入所系	28,500,000	30,000,000
	通所系	13,600,000	14,300,000
(注) 都市部は、都市部特例割増加算対象施設の解体撤去工事費基準単価であること。			

現 行			
別表2-3			
(南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法又は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づく津波避難対策緊急事業計画に掲げる整備を行う場合)			
定員1人(1事業、1施設又は1世帯)当たりの仮施設整備工事費補助基準単価			
(単位:円)			
施設の種類	標準	都	市部
救護施設	747,000	784,000	
更生施設	747,000	784,000	
授産施設	351,000	368,000	
宿所提供施設	281,000	295,000	
社会事業授産施設	351,000	368,000	
日常生活支援住居施設	281,000	295,000	
障害福祉関係施設	入所系(注1)	31,700,000	33,300,000
	通所系(注1)	15,000,000	15,800,000
女性相談支援センター一時保護所	自治体設置(注2)	283,000	—
	社会福祉法人設置(注2)	425,000	—
女性自立支援施設	自治体設置(注2)	572,000	—
	社会福祉法人設置(注2)	858,000	—
(注) 1 1事業(施設)当たりの単価であること。 2 1世帯当たりの単価であること。 3 都市部は、都市部特例割増加算対象施設の仮施設整備工事費基準単価であること。			
別表2-4			
(沖縄振興計画に基づく事業として行う場合)			
1事業(1施設)当たりの仮施設整備工事費間接補助基準単価			
(単位:円)			
施設の種類	標準	都	市部
障害福祉関係施設	入所系	26,500,000	27,700,000
	通所系	12,600,000	13,200,000
(注) 都市部は、都市部特例割増加算対象施設の解体撤去工事費基準単価であること。			

改 正 後			
別表2-5			
(沖縄振興計画に基づく事業として耐震化等整備を行う場合)			
1事業(1施設)当たりの仮設施設整備工事費間接補助基準単価			
(単位:円)			
施設の種類	標準	都	市部
障害福祉関係施設	入所系	38,100,000	40,000,000
(注) 都市部は、都市部特例割増加算対象施設の解体撤去工事費基準単価であること。			
別紙2-6			
(地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合)			
定員1人(1事業または1施設)当たりの仮設施設整備工事費間接補助基準単価			
(単位:円)			
施設の種類	標準	都	市部
救護施設		675,000	708,000
障害福祉関係施設	入所系 (注1)	28,500,000	30,000,000
	通所系 (注1)	13,600,000	14,300,000
(注) 1 1事業(施設)当たりの単価であること。			
2 都市部は、都市部特例割増加算対象施設の仮設施設整備工事費基準単価であること。			
別紙2-7			
(地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として耐震化等整備を行う場合)			
定員1人(1事業または1施設)当たりの仮設施設整備工事費間接補助基準単価			
(単位:円)			
施設の種類	標準	都	市部
救護施設		896,000	940,000
障害福祉関係施設	入所系 (注1)	38,100,000	40,000,000
(注) 1 1事業(施設)当たりの単価であること。			
2 都市部は、都市部特例割増加算対象施設の仮設施設整備工事費基準単価であること。			

現 行			
別表2-5			
(沖縄振興計画に基づく事業として耐震化等整備を行う場合)			
1事業(1施設)当たりの仮設施設整備工事費間接補助基準単価			
(単位:円)			
施設の種類	標準	都	市部
障害福祉関係施設	入所系	35,300,000	37,000,000
(注) 都市部は、都市部特例割増加算対象施設の解体撤去工事費基準単価であること。			
別紙2-6			
(地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合)			
定員1人(1事業または1施設)当たりの仮設施設整備工事費間接補助基準単価			
(単位:円)			
施設の種類	標準	都	市部
救護施設		625,000	656,000
障害福祉関係施設	入所系 (注1)	26,500,000	27,700,000
	通所系 (注1)	12,600,000	13,200,000
(注) 1 1事業(施設)当たりの単価であること。			
2 都市部は、都市部特例割増加算対象施設の仮設施設整備工事費基準単価であること。			
別紙2-7			
(地震対策緊急整備事業計画のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として行う場合及び地震防災緊急事業五箇年計画に基づいて実施される事業のうち、同法別表第1に掲げる社会福祉施設(木造施設の改築として行う場合)として耐震化等整備を行う場合)			
定員1人(1事業または1施設)当たりの仮設施設整備工事費間接補助基準単価			
(単位:円)			
施設の種類	標準	都	市部
救護施設		830,000	871,000
障害福祉関係施設	入所系 (注1)	35,300,000	37,000,000
(注) 1 1事業(施設)当たりの単価であること。			
2 都市部は、都市部特例割増加算対象施設の仮設施設整備工事費基準単価であること。			